

# 会 議 録

会議の名称	第55回静岡市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和4年8月2日（火） 午前10時から
会 場	静岡市役所 新館12階 政策法務課相談室
出席者	<p>1 出席委員（8人／10人） 小谷委員、藤田委員、石川委員、深澤委員、山内委員、鈴木委員、櫻井委員、前田委員</p> <p>2 事務局兼実施機関 総務局総務課係長 小泉典子 同課主査 平野玲央</p> <p>3 傍聴人 なし</p> <p>4 報道 なし</p>
議題及び結論	<p>(1) 承認案件 第54回会議録について 事務局が提示した議事録案について出席委員全員が承認した。</p> <p>(2) 審議案件 個人情報保護法改正に伴う静岡市の条例整備について 総務課が提示した「静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例」の骨子案について出席委員全員が承認した。</p>
審議概要	<p>1 承認案件 事務局が提示した第54回会議録案について出席委員全員が承認した。 署名は、小谷会長及び藤田委員 次回署名は、小谷会長及び石川委員</p> <p>2 議事案件 個人情報保護法改正に伴う静岡市の条例整備について 【説明要旨】 静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の骨子案について条文ごとに説明した。</p> <p>【発言要旨】 (総務課の説明中断) (山内委員)</p>

	<p>説明はどこまで続きますか。途中で質疑の時間を設けますか。</p> <p>(事務局)</p> <p>全体の説明があった後に質疑の時間を設ける予定でいます。</p> <p>(山内委員)</p> <p>用語の定義が不明な点があるため、その点を解決しないまま説明が進んでしまうと、内容が理解できません。例えば、「開示・非開示」や「実施機関」とか、用語の確認をしたいです。</p> <p>(会長)</p> <p>それでは、当局からの説明の途中ですが、一旦、質疑応答の時間を設けたいと思います。</p> <p>御提案をいただきましたので、まずは、山内委員からお願いします。</p> <p>(山内委員)</p> <p>はい。2件あります。まず、「実施機関」という用語についてです。資料を拝見していると、「実施機関」が判断することとなっていることもあるようです。「実施機関」という用語が具体的にどの範囲を指しているかを伺いたいです。</p> <p>次に、「開示・非開示」の話もよく出てきます。これは用語の意味というよりは、どのような基準で「開示・非開示」の判断がなされるのか、という制度について伺いたいです。</p> <p>そもそものところが分からないと、検討すること自体が難しいと感じますので説明をお願いします。</p> <p>(会長)</p> <p>当局から説明をいただきたいと思いますが、私から先に話をさせてください。</p> <p>現行の静岡市個人情報保護条例については、1条には条例の目的が、2条には用語の定義が、というように条文を順に読んでいくことで読み解くことはできたわけです。山内委員からの御質問の定義についても、条文を読み進めていく中で、分からない用語があれば、定義が定められた規定により確認することができました。</p> <p>一方で、改正個人情報保護法については、第2条に用語が定義されていますが、民間分野、行政分野に関するそれぞれの個人情報保護制度が全て同じ法律に入っているため、例えば、第5章の第60条のところにもその分野だけで使う用語の定義が規定されていたりします。</p> <p>したがって、それを受けて制定される今回の条例についても用語の確認も含めて非常に難しいつくりとなっているというように認識しています。</p> <p>一応補足的に申し上げましたが、総務課から具体的に御質問の用語を説明していただけますか。</p> <p>(総務課)</p> <p>まず、前提を申しあげますが、「実施機関」という定義については、現行条例において定義がありますが、改正法においては、その用語は使われておらず、例えば、「行政機関等」という用語が使われております。</p> <p>そして、現行条例における「実施機関」というのは、「静岡市」とひとくくりにしても、静岡市長をトップとする部局があるほかにも、「教育委員会」、「監査委員」、「人事委員会」、「農業委員会」など、いろいろな組織があります。こうした組織をひとくくりでいうときに、「実施機関」という用語を用いています。</p> <p>(会長)</p> <p>新しい法律では「行政機関」という用語と「行政機関等」という用語がありますが、それぞれが示す範囲の差異を具体的に教えてください。</p> <p>(総務課)</p> <p>「行政機関」とは国の機関をいいますが、「行政機関等」とは国の機関に加えて「地方公共団体」も含まれることとなります。</p>
--	---

(会長)

法律に全部まとめて書かれており、基本的にはこれは則りつつ、抜け落ちたものを条例で定めるというような形になるので、新たにできる条例については、条例単体では、全体像は見えてこないし、例えば、請求方法についても条例を見ただけでは分からないというものにならざるを得ないこととなります。

このような事情もありまして、条例を説明いただいても全体像が見えにくいということになるかと思えます。

(山内委員)

質問の趣旨をもう一度述べます。つまり、法律の読み方、制定の方法というのは、私は法律のプロではないので、それについて述べているのではなく、ここに座っている委員としてはある意味において市民感覚をもってお伺いしています。

私は経済関係として委員に就任していますが、経済的なものとして、例えば、市と仕事を一緒にやるというときに、市に合わせる形で民間としても遵守しなければならないことが生じるわけですが、その際のルールを正確に理解できるか否かがすごく大切だと考えます。

例えば、そのルールが実施機関ごとに異なるのか、市全体で同じなのか。個人情報取扱というものは、市の内部だけで完結するものばかりではありません。

民間事業者としては、ルールがはっきり見えた方が良いわけです。いろいろな立場の者が従うことになる条例ですから、法律や条例が読みにくいというのは、仕方のないことかもしれませんが、少なくとも今のように質問したときに、市の職員が答えられる状態になっていることが重要なことかと考えて、質問させていただいたところです。

今の質疑応答においても、「その用語の定義はこうです」というのが、やはり、市からパッと出てこないと少し不安に感じてしまいます。

(会長)

分かりました。ただ今の進行について、おそらく総務課からは回答が可能であったと思いますが、回答を促す前に私が引き取ってしまったので、意にそぐわない形となってしまったかと思えます。

ただ、やはり、今回は、条例整備のための審議をしなければなりません。この条例に関しては最初から最後まで、おそらく細かい部分の説明だけになってしまわざるを得ないので、そこは委員の皆様にも御理解をいただきたいと思えます。

要は、これまでのように条例だけで全体が見えてくるというものではなく、全ての定義が法律に基づいていますので、必ず法律も見いただきたいということになります。

その上で、私からお願いをしたいのは、条例だけでは市民には伝わらないと思えますので、ガイドライン的な説明文書が必要になると思えます。国からも指示があるのかとは思いますが、ご対応いただきたいと思えます。

(総務課)

ガイドラインについてですが、「一元化」という中で、既に国から「事務対応ガイド」というものが示されています。その簡易版という用語があるかもしれませんが、お手元にも配布してある「ガイドライン」についても準備されています。

(会長)

分かりました。今回の審議は、なかなか難しいものですが、条例の改正自体に関しては、繰り返しになりますが、市民が見て、直ちに「こういう制度だな」ということにはなり得ないということになります。

(山内委員)

そもそもの話ですけど、個人情報保護法というのが、誰のためにあるのかという話です。当然、それは自分の情報をどのように守ってくれるのか、ということに関

して、知りたいわけですよ。

先ほども申しあげましたが、法律的な用語が分からないだとか、条例が難しいだとか、私は、それは問題ないと考えています。先ほど、会長が言っていたガイドラインの整備だとか、一般の人はガイドラインを見て、法律はこういう立て付けになっているのか、というのを理解するわけで、そういう形で、何とかして皆で理解していこう、という努力をしていく環境がすごく大事だと思っています。

だから、解らないことはしょうがないのだけれど、やはり、私が強く言っているのはなぜかという、そうやって理解をすることに対して努力をしていくことが、大切だと思っているからなのです。

「法律はこうだから解りづらいですよ」で終わるのであれば、別にこの審議会なんていらなくなっちゃいますから、やはり、解らないことは解らないと、そう言わないと、意味がないと思っています。

つまり、多くの方が、いろんな分野の方が、自分の立場で、「この部分は解らないよ」とか、「自分の立場に照らしてやったら解らないよ」ということを主張して行って、市に解釈や説明をしていただくということが、良い形かと思っているので、やはり、「法律だから…」という形で片付けてしまわない方法を、私個人としてはこの審議会でも模索していきたいと思っています。

(会長)

私への御意見として受け止めますので、一応説明をしておきますが、「法律だから」と言っているのは、要は、本件は、市としてできることが限られているので、市の条例が現行の条例のように全てを網羅する形にはなり得ません。そこがスタート地点です。そのことを大前提としたうえで、今回は、その条例を作るための審議を行う必要があるわけです。条例を作るときに市民の意見を取り込もう、ということで、ここで集まっておりますので、山内委員のように「この言葉では全然解らない」というのは、どんどん指摘いただくべきと考えます。

今の御意見は、大変歓迎はしています。ただ、どんなに何をしても出来上がる条例自体は、解りにくい条例になってしまいます。

ですから私は先ほど、条例ができたところでガイドラインとかを作る必要はあるでしょう、ということを指摘しました。

この条例の改正そのものに関しては、どうしても解りにくいところが残ります。それでもなお、今日は、市から解りやすく説明していただきたいということをお願いしています。

「法律がそうだから」というのは、条例制定権の話しであって、憲法第94条で法律の範囲内で、ということがはっきり明文で規定されていますので、まったく法律に反するものを作ることはできません。

ただ、それでもなお、法律の範囲内というのが何を意味するのかというのは、いろいろな議論はありますので、国の法律で不十分であろうというようなことがあれば、ここで検討していただいて、「これは条例に盛り込もう」というようなことはできます。

ただ、完成した条例そのものはどんなに頑張っても、1条から見ても全体像が見えるようなものにはなり得ないということです。そのことを私は先ほどから説明しておりますので、「ここが全然分からない」という御意見は良いのですけれども、どんなに何をしても「解りやすい条例」にはなり得ないというところだけは御理解いただきたいと思っています。

(山内委員)

それは、分かっています。ただ、全部分かったうえで、私としては、先ほどの私からの問いに対しては、市として、市の方からの説明として、法律がどうかとかではなくて、例えば、「用語はこうですよ」、「これはこういうことなのですよ」と、

言っていただきたかったです。応答として、すぐには、答えられません、であったとしても、それはそれで構いませんし、こうした相互理解や過程が重要だということをお願いいたします。

(会長)

分かりました。今の御意見は、総務課にお答えいただく前に私が引き取ってしまったので、混乱させてしまったのだと考えます。

というわけで、「実施機関」については、法律の用語ではなく、資料の中で便宜上、使っている用語であるということでもいいですか。

(総務課)

そうです。この資料の中で「実施機関」という用語が出てきているのは、基本的には現行条例との対比やその解説のために、用いているものです。

(会長)

「実施機関」に関しては、現行条例では2条で定義をされていますが、新規の条例では、新たに用語の定義はしない、となっていますが、よろしいでしょうか。

(総務課)

そうです。法律では、先ほども申し上げたように、「行政機関等」という用語を同じ意味で使用しておりますので、あえて別の用語を当てる必要はないと考えています。

(会長)

資料には、用語が出てくるけれど、条例の文言としては用いない、という理解でよいでしょうか。

(総務課)

そういうことになります。ただし、少し複雑なところで、これは最後に説明をさせていただこうと思っていた部分ですが、資料の最後に「財産区」に関する記事を記載させていただいています。今のところに関連することになるので、先に少しだけ触れておきます。

本市には井川財産区と両河内財産区という法人格を持った団体があります。現行条例下については、これらの財産区への適用はありませんでしたが、先般、国から財産区についても法の適用が及ぶため、財産区としての条例を整備するようとの指示がありました。詳細は、後ほどお話ししますが、この財産区にご審議いただいている本件の条例を適用させようとする際に、テクニク的に実施機関という用語を設ける必要が生じるかもしれません。

(会長)

分かりました。その点は、後ほど詳細な説明をお願いします。

山内委員からの御質問がもう1つあったと思いますが、いかがでしょうか。

(山内委員)

用語に関するものではありませんが、制度として、「開示・非開示」についての判断は何か基準みたいなものをお持ちですか、という質問です。

(総務課)

前提から説明させていただきます。まず、制度として「自己情報の開示請求」というものがあります。この制度は、個人が市に対して自身の個人情報が記載された公文書の開示を請求する制度となります。この制度ですが、請求があった文書が必ずしも開示されるとは限りません。記載内容等によっては、開示することによって何らかの支障が生じてしまう情報もあります。そこで、開示・非開示の判断が必要となってくるわけです。

山内委員からの御質問は、その判断の基準となりますが、前回審議会で、山内委員から「どのような請求がなされているのか」という御質問をいただいたと思いますので、その際にお示しした市職員の採用試験を例に説明します。

例えば、自身の試験結果に納得できない方が、どのような過程を経て自身の採否が決まったのかを知りたくて、関係する公文書の開示を請求したとします。

条例上、請求があった場合には、原則開示なのですが、対象公文書の中に他者の試験情報が記載されていれば、他者の個人情報として非開示になりますし、具体的な採用基準などが記載されていれば、以後の試験で対策が講じられ、受験者の真の実力を確認できなくなるなど、市の採用試験業務に支障をきたすおそれが生じますので、そうした情報は市の事務事業支障情報として非開示となります。

具体的には、現行条例第 17 条において、基準が定められていますが、今の例で挙げたもの以外にも民間事業者の地位を不当に損なうおそれのある情報は非開示となったり、対外的に公表していない市の内部検討中の情報など、例えば、本市では、そんな話はありませんが、この地域に原発を置こうだとか、ごみ処理場を新設しようだとか、そういったいわゆる迷惑施設の検討に関する情報は、情報だけが先行して独り歩きしてしまうと、市民の間で不要な混乱が生じてしまうので非開示となったりします。

(山内委員)

分かりました。ありがとうございます。

(会長)

他はよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(会長)

それで、総務課からの説明、先ほど中断したところからお願いします。

(総務課の説明再開)

(会長)

ありがとうございました。

それでは御質問、御意見等よろしくお願いいたします。

今、ご説明いただいた部分でも結構ですし、そもそも法に欠けているこの部分を市で個別に規定すべきなのではないか、といったことでも構いません。当然、単純に「ここが分かりません」といった御質問でも結構です。

(山内委員)

資料の 6 ページの下側の部分、「開示請求書には…」の「(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市規則で定める事項」に「開示請求者の電話番号」とありますが、正直、もう電話を使う頻度は少なくなっていると思います。電話でのやり取りは否定しませんが、「電話番号」と限定するのではなく、「連絡先」というように幅を持たせてはいかがでしょうか。

(会長)

総務課はいかがでしょうか。

(総務課)

御意見としていただきたいと思います。山内委員のご発言のとおり、電話よりもメールで案内してほしいといった意見をいただくことがあります。

請求書の様式は、条例から委任を受けた事項を定める規則というものがありますが、その規則で定めることとなります。その様式には「連絡先」というような項目を設けて幅をもたせることを考えています。

御意見をありがとうございます。

(会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(山内委員)

資料の 9 ページ「行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料」についてです。

まず、制度に関する質問になりますが、提供を受けた匿名加工情報を第三者に提供することはできるのでしょうか。

(総務課)

提供する場面に複数パターンが考えられるため、一律にこの場で即答ができません。思いつく範囲ですが、例えば、事業者の提案の本来目的を達成するために、事業者が下請けに情報を出すということが考えられますが、そうした場合には、提案の審査の段階でそのことを前提としつつ、可否判断をし、必要なセキュリティ対策等を講じることを契約で定めることになると思います。したがって、このパターンでは認められるはずです。

一方で、当初、想定していなかったことで、突然、委託に出さなければならなくなったというときには、場合によっては変更契約をして認めることになるでしょうし、条件によっては認めないということも考えられます。

他にも、手数料逃れのために、手数料よりも低価格で販売してしまう、ということは、当然、当初目的ではない取扱いになるので認められないこととなると考えます。

正確なところは確認し次第連絡させていただきます。

(山内委員)

私も先に調べてはみたのですが、議論は多くあったようですが、結論がどうなったのか、ということが分かりませんでした。当然、加工情報というのも市の資産となりますので、取扱いについては検討していただきたいと思います。

それで手数料についてですが、第三者提供などの取扱いについてはしっかりと制限したうえで、例えば、市内で法人税を払っている事業者については、手数料を下げるといった対応も市内で商いをやっている身としては御検討いただきたいところです。

(総務課)

御意見ありがとうございます。担当者の見解ですが、静岡市で法人税を払っている事業者の手数を下げるということは、法の趣旨・規定の仕方や国のガイドラインを見る限り非常に難しい印象を持っています。理由としては、この制度の妨げとなることを定めてはならないとされていますが、安くなる事業者にとっては良いのですが、他の事業者にとっては、不利益を感じてしまう可能性があるからです。

また、法律でも標準額が定められており、それに沿って定めることが求められていますし、全国的に利用されることが想定される本制度について、市内の事業者だけを優遇する特別な理由もないと考えるからです。

この御意見についても次回までに改めて市としての見解を示したいと思っています。

(山内委員)

よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

(石川委員)

現行の条例だと、先ほどの「実施機関」という定義に議会も含まれていたと思いますが、改正法移行後の議会の取扱いについてはどのようになるのでしょうか。

(会長)

総務課に回答をお願いします。

(総務課)

議会については、改正法の適用を受けませんので、独自に静岡市議会における個人情報保護条例というものを制定する必要があります。次回の審議会において議会議務局から定める条例の案について説明をさせていただく予定となっています。

この場で少しだけ説明をすると、議会においては、原則としてこれまでの「個人情報保護条例」の制度を踏襲しつつ、改正法で新たに義務付けられる制度、例えば「個人情報ファイル簿」の公表だとか、そういったものを新たに組み込むような条例の制定を予定しているところです。

(会長)

石川委員の御質問に関連して私からも意見を申し上げたいと思います。改正法が議会を対象外としているのは、おそらく国会として地方議会の自立性を尊重しているものと認識しています。

ただ、従前、静岡市では、静岡市の条例として議会も含めて全部ひとつでやっていたわけで、市民にとっての解り易さという観点で言えば、あえて本件条例の中で議会だけが抜け落ちているというのは、市民目線から見たときにはややこしくなるだけでメリットがないように思います。

例えば、ある人が議会に対して陳情をしたとします。その陳情に関する情報は、議会だけではなく、その対応を行う市の担当部局でも共有されると思いますが、陳情者が自身の陳情に関する公文書の開示を求めようとしたときに、これまでは、一本の請求でよかったのが、全て欲しいと思ったときには、両方に請求をしなければならないということになります。

こうしたことを想定した場合、やはり、ばらばらにするということにメリットを感じません。

(総務課)

担当者としての見解となりますが、確かにメリット・デメリットという観点で言えば、例示いただいたようなことが生じてしまう可能性もあり、市と議会のそれぞれで制度を運用しなければならないので、職員の負担も増えると思います。

しかしながら、これは、条例整備の方法、法制執務としての考えとなりますが、法の適用を受けない議会の制度を法の施行条例の中に定めることは非常に違和感があります。

要は、類似しているとは言え、異なる根拠を有する制度を一つの条例に定めるということは、正直、私の経験上では知るところではありません。

この問題は、条例の整備によって解決するというよりは、運用面の工夫で対応すべきかと考えます。

この点については、議会の見解もあると理解しておりますので、次回に改めて報告します。

(会長)

ありがとうございます。国としては、地方議会の内部の自律について踏み込むのは難しいため、法律でそこを定めることはできなかったわけですが、今回、これは条例なわけですから、名称はさておき、条例は議会で定めるのですから、議会が承認するのであれば問題ないのかと思います。

(山内委員)

私は、今の点について会長とは違う意見を持っています。

私は、別の条例にすべきであると考えます。それは、議会の役割として、当然、行政と一体となってやる部分もあると思いますが、もう一方では、行政の監視・監督ということもあると思います。それぞれの制度について、行政からすると行政の方が特別だ、民間からすると民間は特別だって、お互いがそれぞれ特別だと思っいることがあると思います。今後、何らかの課題があつて、十分な検討があつたうえで、議会が「私たちに市の制度を適用しよう」という流れであれば、良いと思いますが、最初から一律のルールを敷くというか、「市議会もこれをやれ」だとか、「市もこれをやれ」だとか、市議会の機能というものもあると思うので、それは少



し違うのかなとは思いますが。

(総務課)

一連の御意見として承ります。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(藤田委員)

本件条例の名称に関する話題が出てきたので、私の意見を述べさせてください。提案の骨子案を見ると、「法の施行条例」という形になっています。骨子案の中身を見れば「確かに法の施行条例なのだ」ということが分かるのですが、根本的などころとして、これまで各自治体が培ってきた個人情報保護制度をなぎ倒すというか、平井デジタル大臣の言葉にすると「リセットする」なのかもしれませんが、はっきり言ってやり方が横暴ではないかと思うところです。

標準化、一元化、というのは確かに必要なことかもしれませんが、自治体に権限があるべきである条例についてまで、ここまで制限をかけるというのは、地方自治のあり方として大変懸念すべきことだろうと考えます。

本件条例の整備方法に関して、総務課から「制度として継続性がない」という説明がありましたが、それでは、これまでの条例で運用してきた個人情報保護制度はどこへいってしまうのか、という印象を持つわけです。

継続性はやはりあるのではないかと、というのが私の考えです。地方自治体の知恵を集めて条例を作りました。運用もしてきました。しかしながら、全国的にあまり違いがあってはいけないということで、個人情報保護委員会が全国の擦り合わせをしようということで、シンポジウムをやっていたと思います。私は別の自治体で同じ審議会の委員をしていた際に、シンポジウムに出席したことがあります。そのときに標準化、一元化は必要だろうと大いに感じてはいたので、国の方向性についてはある程度理解しております。しかしながら、どうしても、このまま「施行条例」でいいのかということになりますと、まだ賛成しきれない、異論があるという状況でございます。

(会長)

今回、市からの提案の名称が個人情報保護法の「施行条例」という形になっているけれども、もう少し主体的な、例えば、従前の「個人情報保護条例」という名前を維持するなり、そういったことでも良いのではないかと御意見でよいでしょうか。

(藤田委員)

そのとおりです。

(会長)

総務課から見解をお願いします。

(総務課)

御意見として承りたいと思います。ありがとうございます。

本件に関する非常に重要な根本的、根幹的な御指摘と認識しています。一担当者の知る範囲だけでも法改正に対して反対意見というのは多くありまして、その多くは、藤田委員と同じ意見であると思います。

これまで、市民にとって一番身近である自治体である市役所が、まず、第一に個人情報に触れるということで、独自の制度として、考え方を構築してきたものが、正に現行条例であり、それを潰してしまうということですから、そういった御意見に対して個人的に反対はありません。

法的に制度の根拠が変わることで、「新制度だ」と言いきれるか否かについては、意見が分かれるものであるとは認識しています。一方で、条例の整備方法だとか、名称のつけ方については、ある程度、形式的、外形的な部分で判断がされることと

なります。

しかしながら、実態面を見たときに、例えば、これまでの本審議会で蓄積されてきた目的外利用の可否判断だとか、そういったことのノウハウが無になってしまうかということ、そのようには考えておりません。

たしかに、「目的外利用」の可否判断や「開示・非開示」の判断については、改正法移行後は法の根拠規定に基づいて判断することとなります。しかしながら、法の根拠規定だけを見て、この場合はこうで、その場合はそう、という判断ができるかということのようなことはありません。

結局、法の適用関係を検討し、解釈し、判断をするのは、各自治体の権限となりますが、今後は、判断に迷う場面で当然に国に問い合わせるということもあると思いますが、同じようにこれまでのノウハウに基づいて判断することもあると思います。

条例整備の方法となると、やはり、そこにもルールがありますので、市の法務とも相談したうえで、最終的には市として判断したいと考えます。

(会長)

ありがとうございます。私も藤田委員と同様に、少なくとも名称の部分で継続性を持たせても良いのではないかとことを思っております。一応、意見としてお伝えしておきます。

他に。

(石川委員)

私も同じで「施行条例」という名称自体は、やはりちょっと下請け的なイメージをもってしまいます。私もそういう意味では、藤田委員と小谷委員と同じ意見です。

(山内委員)

私も同じ意見です。石川委員の「下請け的な」というのが、非常に気になっていまして、主体的に決めるということが大事だと思いますし、主体的に制度を運用するという宣言だけでもした方が気持ちとしては伝わるのかなということは思います。

(会長)

ありがとうございます。今、4名の委員から従前のような名称の方が良いのではないかとすることがありました。審議会の意見として取りまとめたいと思いますが、他の方はいかがでしょうか。

(鈴木委員)

私は、民生委員をしていましたが、そのときに、独り住まいの高齢者の方たちを守るようにと言われたのですけれども、どこにいるのかが分からないので、区役所に「何歳以上、お独りの方を教えてください」といったら、「それは個人情報で教えられない」と言われたことがあります。一軒一軒探し当てて行って、自分でリストを作ってやっていくところに苦労しました。今、「個人情報だから」と言われたときのことを思い出していましたが、民生委員のような活動がやり易くなるような、そうしたことがこの審議会で変えられないかと思っていました。条例の名称については、特に意見はありません。

(会長)

それでは、名称については、とりあえず複数の意見が出たということで、市としての検討をお願いします。

ちなみに、仮に「施行条例」という形にしないのであれば、議会の制度がこの条例の下に入ることに問題はなくなるということになると思いますが、いかがでしょうか。

(総務課)

また、これも一担当者の意見となりますので会長の意見に反対するものではありません。

ませんが、議会の制度を入れるか否かは、条例の名称によって判断がなされるものではないと考えます。結局、条例の名称というのは、規定内容に適したものを付すこととなりますので、名称をクリアしたから、定められるのだというのは順序が逆になるのではないかと思います。名称問題、非常に重要であると思う一方で、結局、定めている事項、定めることができる事項というのが、法の抜け落ちている部分だけであると、かつ、ここでは、改正法の是非については措くとしても、その改正法の趣旨に則って「法の施行に関して必要な事項を定めるものだ」ということを前提としたときに、やはり、根本をひっくり返さなければ、名称を変更したからといって、法が適用されない議会をこの条例に落とし込むというのは、一担当者としては違和感があります。

一応、担当者としての見解を述べましたが、これについても 御意見として受け止めさせていただいたうえで、検討の材料とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(櫻井委員)

この条例を見たときに、一般的に感じるのは、「法律は変わったのか」と思ったときに、もともとの名称と今回の名称が変わったことによって、一般的には、何が変わっただろうか、と思いますよね。でも実態的には、ほとんど変わってないよとなると、混乱してしまうというか、分かり辛さを感じてしまいます。

もし、名称を変更するのであれば、やはり、どこが変わってどうなったのか、ということまで、ちゃんと分かるようになっていたら良いと思いました。

(会長)

ありがとうございます。全体像が見えてくる名称ということ、市民にとって分かりやすい制度となるような運用面に関する御意見として承知しました。

ひとしきり、名称のところを審議しておりましたが、その他のところも含めて、骨子としては、市からの御提案のとおりでよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(会長)

今後の流れを事務局から説明をいただけますか。

(事務局)

今回までにいただいた意見を踏まえて、当局側で条例の骨子を作成します。次回につきましては、骨子内容の報告と、これまでの意見をまとめた意見書の調整を行いたいと思っています。

(会長)

今後も本件に関する審議の機会はあるのでしょうか。

(事務局)

今後も個別に御意見をいただくこと自体は妨げませんが、なるべく今日までに、審議会としての本件に関する意見は固めたいと思っています。今後、予定しているパブリックコメントの実施等のスケジュールのこともありますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

分かりました。委員の皆様、ただいま事務局からも説明がありましたが、具体的な意見を付すような場としては本日までということになりますが、他にはよろしいでしょうか。

(山内委員)

資料については、もう少し早めにご提示いただければ、用語の定義の話とかは、

あらかじめメール等で個別に確認もできると思いますので、事務局にはご対応をお願いいたします。

(事務局)

承知しました。

(会長)

よろしくお願いいたします。

少し審議の内容からそれるかもしれませんが、条例に反映し得るかという、難しいのかもしれませんが、昨今も静岡市で、市の職員の明らかなミスによる大量の個人情報の漏えいという事故が起こっています。ニュースになっているものだけでも、保健所の事案や区役所の住民票関係の文書の紛失がありました。「職員として大切に個人情報を取扱います」といったような、そういう宣言というか、責務の宣言をするような条項を設けられないものか、と思っています。

(総務課)

個別の市の指針や責務について触れるとなると、やはり法の下の一元化というところに反するのではないかという危惧や難しさを感じます。

なお、今の発言と齟齬があることは理解していますが、本市では、個人情報保護条例とは別に総合推進条例というものを制定しており、その第5条に「個人情報は、個人の権利利益が侵害されることのないよう適正に保護されなければならない。」というような規定を置いておりますので、一応、今の御意見については既に対応するものがあり、改正法移行後も同規定には影響がありませんので、対応はできているということになると思います。

(会長)

分かりました。私の話は以上といたします。皆様の方からも最後一件くらいになるかと思いますが、いかがでしょうか。

(藤田委員)

会長から漏えい事故の話をしていただきましたが、そういった件のこの審議会への報告はどのようになっていますか。

また、対策について、全庁的なものとしては研修になるかもしれませんが、そのあたりの体制についても伺いたいと思います。

(総務課)

事故等の報告については、次回、条例審議が終了した後に報告させていただきます。

もう一点、対策としての研修体制ですが、職員に対する個人情報保護の研修については、総務課において担当しております。これまでは、やはり職員全員に対して研修を実施することは、なかなか難しいものですから、所属内で決めた代表者に対してこれを実施してきました。

しかしながら、そうすると、どうしても研修を受けないままになってしまう職員が出てきてしまいます。こうした状況を踏まえて、今年度からは新規採用職員全員に対して「個人情報保護」の研修を実施する体制を確保しております。今後、より一層、職員の個人情報保護制度への理解が深まっていくものと考えております。

後は、会長から御指摘のあった事案については、所管課における分析や全庁的に注意喚起の通知を発出するといった対応を行っています。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、条例の骨子案についてですが、一応は、個別に委員から御意見をいただいておりますが、基本的にはこの案を承認するというところでよいでしょうか。

審議会として、「ここは必ず変えてください。」という形での意見には至っていないと認識していますが、個別の意見に対応可能なものがあれば対応していただくと

	<p>いうことで、当局には御検討いただきたいと思います。</p> <p>(委員一同)</p> <p>異議なし</p> <p>(会長)</p> <p>ありがとうございました。それでは、骨子案については了承するというところで審議会の意見とします。これにて閉会とします</p>
--	---